(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道瀬棚郡今金町字花石一〇七番二から同町字住吉一一二番三三地先まで	前 A	六・八〇～一五・五〇メートル	七五・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一五・五〇～一九六・〇〇メートル	一三・二三〇キロメートル	
			六・〇九三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十一号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡士幌町字中音更基線一五八番四から同町字士幌東一線一六六番五まで	前 A	一〇・〇〇～三二・七四メートル	六・六〇八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一二・〇〇～六六・二九	六・二八五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

平成二十九年四月一日付けで次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩四八番一〇から同町字本別五三一番六九まで	前 A	七・六〇～三一・〇七メートル	六・八四二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・C・D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇	七・三九七	
	後 B・C・D・E・F・G・H・I	一二・一〇～一一四・〇〇	七・三九七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
江別市江別太一四六番一から北海道石狩郡当別町蕨岱三四五七番一まで	前 A・B・C・D・E	一〇・〇〇～一二九・〇〇メートル	一三・二三二キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・C・D・E	二一・〇〇～二八〇・〇〇	一〇・六〇七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十四号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市北一条東一丁目一一番五から同市旭町一四二番一まで	前 A	一〇・九〇～五八・〇〇メートル	一・四一一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・A	一五・五〇～八九・六〇	三・七四二	
		二二・一五～五七・〇〇	〇・一三八	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番一一地先から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで	前 A	六・五八～五二・五三メートル	二・九八七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・A	一四・五〇～二四二・三二	二・八二五	
		一一・九六～四六・三六	〇・九一四	
		一四・五〇～二四二・三二	二・八二五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部